

出水都市計画  
都市計画区域の整備，開発  
及び保全の方針

鹿児島県

## 《 目 次 》

1. 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	4
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	4
① 主要用途の配置の方針	4
② 土地利用の方針	5
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	6
① 交通施設の都市計画の決定の方針	6
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	8
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	9
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	10
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	10
② 市街地整備の目標	10
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	10
① 基本方針	10
② 主要な緑地の配置の方針	10
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	12
④ 主要な緑地の確保目標	12

## 1. 都市計画の目標

### 1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

出水都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の北薩地域に位置し、福岡県北九州市を起点とし鹿児島市を終点とする国道3号や鹿児島市を起点とし出水市を終点とする国道328号、宮崎県えびの市を起点とし出水市を終点とする国道447号、鹿屋市を起点とし出水市を終点とする国道504号の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

本区域は、八代海に面しており、年間を通じて温暖湿潤な気候で、区域周辺は山林に囲まれ、区域内を米之津川、高尾野川及び野田川が貫流し、冬になると多くのツルが訪れる水と緑に囲まれた自然豊かな地である。また、出水麓地区には歴史を感じさせる武家屋敷やその石垣、武家門等が多く残り、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。さらに、特産の植物が多く見られ、歴史薫る落ち着いた街並み景観を形成している。

本区域の公共交通機関として九州新幹線と肥薩おれんじ鉄道が出水と九州圏内各地域等を結んでおり、さらに現在、南九州西回り自動車道及び北薩横断道路の整備が進められるなど、交通の要衝としての役割を担っている。

本区域は、北薩の中心地として古くから栄えてきたが、人口は減少傾向にあり少子高齢化が進んでいる。また、産業全般に産出額等は減少傾向にあり、区域を取り巻く状況は厳しい。

今後のまちづくりにおいては地方分権の流れの中で、地域の魅力を十分に発揮するために、自然、歴史、交通の利便性といった特性を十分に活用しながら、基盤となる都市施設の整備、中心市街地の活性化、地域特性を感じさせる景観の形成、だれもが暮らしやすいまちの実現等を進め、区域内居住者、区域を訪れる者、子供から高齢者まで誰もが魅力的に感じる都市の形成を図るものとする。

このようなまちづくりを実現するため、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

### 「人々の知恵と活力で築くまちづくり」

この基本理念を実現するため、次の4つの都市計画の基本方針に基づきまちづくりを推進する。

#### ■ にぎわいと活力のあるまちづくり

本区域の地理的特性、九州新幹線出水駅及び肥薩おれんじ鉄道出水駅（以下これらを「出水駅」という。）並びに南九州西回り自動車道等の高速交通網の活用により、南九州西岸部の玄関口として広域交流の活性化を図るとともに、都市機能の適正配置と効率のよいコンパクトな市街地への集約を行い、にぎわいと活力のあるまちづくりを目指す。

■ 利便性が高く、人にやさしい快適なまちづくり

高速交通体系の整備により高まるポテンシャルを効果的に活用するため、インターチェンジ周辺の土地利用方針を明確化し、積極的な企業誘致や各種産業の活性化を支援する。さらに、各都市施設の計画的な改修・更新及び適切な維持管理により、その効果を波及させ、定住人口の増加、都市活力の再生を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した公共空間の形成などにより、利便性が高く人にやさしい快適なまちづくりを目指す。

■ 自然環境と調和し、歴史を感じるまちづくり

区域内の広大な出水平野、周囲の山麓や海岸の良好な自然環境の保全、河川や海辺での親水空間の創出、優良農業用地の保全、公共交通機関の利用促進などにより、自然環境と調和のとれたまちづくりを目指す。

さらに、出水麓伝統的建造物群保存地区をはじめとする景観資源の保全に努めるとともに、観光地としての魅力を向上させ、歴史を感じるまちづくりを目指す。

■ 災害に強く、安心して暮らせるまちづくり

災害発生危険箇所の解消、公共施設の耐震性の向上による都市防災機能の強化、従来の想定を超える災害に対応するための防災計画の見直し、住民への防災意識の啓発などにより、防災・減災対策を進め、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを目指す。

## 2) 地域毎の市街地像

### ① 出水地域

出水地域の市街地は、出水駅や国道447号沿道周辺に、行政機関をはじめとする都市機能が集積し、鹿児島県北西部の地方中核都市の中心地としての役割を有している。しかし、一方で従来の商業の中心地である本町商店街では、にぎわいが低下しつつある。

そのため、中枢となる行政機関や商業・業務機能及び観光機能を集約し、全ての住民が親しみと誇りを持てる市街地形成を図る。特に、出水駅周辺については、交通結節機能や観光機能を充実させ、市の玄関口にふさわしい市街地を形成する。

また、中心的商業・業務地である本町商店街とその周辺は、幹線道路沿道に立地が進む大型商業施設との役割分担を明確にし、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている麓地区と一体となった歴史が感じられる商店街として、広域的に人を集める魅力の向上を図る。同時に、周辺市街地住民へのサービスを重視した近隣商業地、住民の交流の場、身近な商店街としての機能の向上を図る。

西出水地区においては、肥薩おれんじ鉄道西出水駅を中心に、県立出水高校、出水工業高校等、4つの学校が立地し、これらを取り囲むように住宅地が形成されている。しかし、住宅地周辺の主要幹線道路沿道に車利用

型の商業施設が分散し、従来の商業地のにぎわいが低下している。

そのため、生活道路の整備や効率的な土地利用計画等を行い、快適な住環境と利便性の高い都市施設を有する市街地を形成する。

#### ② 米ノ津地域

米ノ津地域の市街地は、肥薩おれんじ鉄道米ノ津駅及び国道3号と国道447号の交差点周辺に商業地や住宅地が形成されている。しかし、主要幹線道路沿道への車利用型の商業施設の分散立地により、従来からの商業地のにぎわいが低下している。

そのため、米之津港や国道3号などの良好な交通条件を活かし、野間之関跡などの史跡等を活用した観光振興及び名護漁港を拠点とした水産振興により、北の玄関口としての拠点市街地を形成する。また、(仮称)出水インターチェンジや(仮称)出水北インターチェンジの整備に伴い立地特性が高まるため、インターチェンジ周辺や既存工業地等への企業誘致を促進し、工場や流通業務機能等が集積する市街地を形成する。

#### ③ 高尾野地域

高尾野地域の市街地は、肥薩おれんじ鉄道高尾野駅や出水市高尾野支所を中心に、高尾野小・中学校や出水総合医療センター高尾野診療所などの公共公益施設、商業施設及び工業団地が集積しており、その周辺に住宅地が形成されている。また、住宅地は、宅地内の植木の管理がなされ、落ち着いた街並みの市街地景観を有している。

今後も“緑化樹のまち”の拠点として、周辺環境と調和のとれた住環境を維持するとともに、既存商業施設などの活用による観光振興、高尾野工業団地への企業誘致等による雇用の確保により、にぎわいと活力のある市街地を形成する。

#### ④ 野田地域

野田地域の市街地は、肥薩おれんじ鉄道野田郷駅や出水市野田支所を中心に、野田小・中学校、県立野田女子高校及び出水総合医療センター野田診療所などの公共公益施設、商業施設及び住宅地が集積している。また、野田郷歴史街道(熊陳馬場)から感応禅寺周辺にかけては、武家門や玉石垣が残る閑静な住宅地となっており、地域固有の歴史的な街並みを有している。

そのため、街並みの保全を図るとともにこれらの文化財等を活かした観光・交流拠点となる市街地を形成する。また、野田インターチェンジの整備にともない立地特性が高まるため、既存工業地への企業誘致を促進し、流通業務機能等が集積する市街地を形成する。

#### ⑤ 下水流・荘地域

下水流・荘地域の市街地は、ツルの渡来地にアクセスする国道3号沿道に商業施設が立地し、その周辺には住宅地が形成されている。また、地域内には(仮称)高尾野インターチェンジが整備されている。

そのため、インターチェンジに近接する利便性を活かした施設立地を適切に誘導し、ツルの観察に訪れる観光客へのサービスを提供するロードサイド商業地や良好な住環境等を有する市街地を形成する。

## 2. 区域区分の決定の有無

### 1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の過去 20 年の人口は、平成 7 年をピークに減少傾向にあり、その傾向は今後も続くと予測されるため、人口増加による市街地拡大の可能性は低い。さらに、各産業規模は横ばい又は縮小傾向にあり、これらの産業による将来的土地需要は現市街地内に収容が可能と考えられる。よって、産業用地需要により急激かつ無秩序に市街地が拡大する可能性は低い。

また、本区域は、人口集中地区が存在しないことから分かるように既存市街地の人口密度は低く、市街地内に宅地開発の余地は十分にある。建物新築動向等では市街地外での宅地化が進んでいるが、用途地域外の農地には農用地区域が設定されている等、農業振興地域の整備に関する法律、森林法による土地利用規制で市街化が抑制されている。さらに、各種施設が集中する市街地は高齢者にとって住みよい住宅地であるので、高齢者を中心に市街地への人口回帰が進む可能性は高い。よって、市街地拡大を抑制するために区域区分を定める必要性は低く、現行法規制で対応は可能と考えられる。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

## 3. 主要な都市計画の決定の方針

### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の方針

#### ① 主要用途の配置の方針

##### a 商業・業務地

本区域内の出水、米ノ津、高尾野、野田の各地域に商業地を配置する。

出水地域の出水駅周辺地区及び本町商店街地区は、本区域の中心的商業・業務地であり、まちの玄関口でもあるため、中心市街地としてふさわしいまちづくりを進め、地域の活性化を図る。西出水地区の商業地については、良好な住宅地と調和した日常生活を支援する商業地として、適切な地域地区の指定等により商業機能の集約を図る。

米ノ津地域の商業地については、交通機能の多い地理的特性を活かし商業機能の強化を検討する。

高尾野地域及び野田地域の商業地については、肥薩おれんじ鉄道を利用した散策ルートを選定等により、商業機能の活性化を図る。

商業施設が近年立地している米ノ津地域南側の国道 447 号、西側の国道 3 号及び西出水地区東側の国道 328 号の沿道並びに（仮称）高尾野インターチェンジからツルの渡来地にアクセスする国道 3 号沿道を、ロードサイド商業地として位置づけ、地域地区の指定等により商業施設の集約を行う。

##### b 住宅地

商業・業務地、工業地、流通業務地を除いた既成市街地を住宅地とし、低層の住宅を主体とした地域資源を活かした出水らしい良好な住環境の形

成を図る。出水駅周辺の住宅地は、幹線道路沿道への商業・業務施設の立地も許容する住宅・商業の共存地とする。

c 工業地

出水地域の沖田工業団地については、南九州西回り自動車道の（仮称）出水インターチェンジへのアクセス性を高め、新たな企業誘致を促進する。  
高尾野工業団地、平和町工業地、大野原工業地及び野田工業地については、地域地区の指定、インターチェンジへのアクセス性向上等により、企業誘致促進及び雇用の確保を行う。

d 流通業務地

米ノ津地域の米之津港周辺については、南九州西回り自動車道の（仮称）出水北インターチェンジを活用した高速自動車輸送と連携し、工場の誘致や流通業務機能の集積を促進する。

野田流通業務地については、国道3号沿道に位置する立地特性を活かし南九州西回り自動車道と北薩横断道路とのネットワークの形成により、企業誘致を促進する。

南九州西回り自動車道の（仮称）出水インターチェンジ周辺については、主要幹線道路の国道328号にも接続しており、立地特性を活かした新たな流通業務地の形成を検討する。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

本区域の出水駅周辺地区と本町商店街地区からなる中心市街地は、利便性の良さを活かした良好な居住地、交流人口を集める魅力的な市街地の形成を目指す。

出水駅周辺地区においては、出水駅が持つ交通拠点としての機能を活かし、低未利用地の有効活用等による商業施設及び公共施設の集積・拡充を行う。

本町商店街地区においては、隣接する出水麓地区の歴史性を活かし、街並みの個性化と買物環境の向上を図る。

b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

高尾野市街地や野田市街地に形成される商業地については、地域地区の指定等により、地域を支える商業地としての機能充実を図る。

商業施設が近年立地している米ノ津地域南側の国道447号（六月田町付近）、西側の国道3号（明神町から今釜町付近）及び西出水地区東側の国道328号（向江町）の沿道並びに（仮称）高尾野インターチェンジからツルの渡来地にアクセスする国道3号（下水流から荘付近）沿道を、ロードサイド商業地として位置づけ、地域地区の指定等により商業施設の集約を行う。

出水地域の出水麓伝統的建造物群保存地区については、観光と居住空間の共存を図るため、適切な用途地域への見直しを検討する。

出水地域の中央町、上知識町、西出水町、平和町及び大野原町、米ノ津

地域の米之津川左岸一帯（住吉町，明神町），高尾野地域の高尾野駅周辺（高尾野町大久保，高尾野町柴引），野田地域の野田郷駅周辺（野田町下名，野田町上名），下水流・荘地区等に形成される住宅地については住居系用途地域の指定等により良好な住環境を形成する。

米之津港工業・流通業務地，下知識流通業務地，平和町工業地，大野原工業地，高尾野工業団地，野田工業地及び野田流通業務地については，企業誘致促進及び雇用の確保等のため，必要に応じて地域地区を指定する。

用途地域無指定地域における，無秩序な農地転用の抑制や計画的な土地利用誘導等のため，必要に応じて特定用途制限地域を指定する。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

地域地区の指定により，それぞれの地域における土地利用を明確化することで，その地域の特性を生かした住環境を創出する。

肥薩おれんじ鉄道各駅周辺は，地域拠点として商業地と共存し，街並みや利便性に配慮した良好な住環境を形成する。

d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

伝統的建造物群保存地区に指定されている出水麓地区は，武家屋敷や石垣等の歴史資源の保全を図るとともに，遊歩道や休憩所の整備等により，歴史を感じさせる魅力的な観光資源としての活用を図る。

e 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備がなされた農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については，関係機関との連携により，農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め，優良農地の確保・保全に努める。

f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所，土石流危険渓流及び土砂災害警戒区域等では，災害を未然に防止する観点から，市街化を抑制する。

g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域周辺部の山麓は，市街地における重要な景観資源，動植物の貴重な生息空間，地球温暖化防止などの多様な機能を有するため，今後も保全に努める。また，米之津川等の河川や八代海に面した海岸部は，豊かな自然環境を有する身近な自然資源であるため，自然環境の保全と活用を図る。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備の方針

本区域は，広域的な玄関口である九州新幹線出水駅や，現在整備が進められている南九州西回り自動車道，北薩横断道路など，北薩地域における広域交通の結節点となっている。

また，広域的な交流・連携を強化する主要幹線道路の国道3号，328号，447号及び504号，県道並びに広域農道によって都市の骨格が形成されて

おり、これらの路線と広域交通の連携を強化させ、利便性の高い道路網の形成が必要とされている。

今後の超高齢社会の進展を見据えた、交通弱者の社会参加を支援する公共交通機関の整備促進や、歩行者空間の安全性向上が必要である。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- 障害者、高齢者をはじめ、誰もが安全で快適な移動ができるよう、利便性の高い道路交通網と公共交通体系の確立を推進する。
- 南九州西回り自動車道、北薩横断道路及び国道3号等の広域道路及び九州新幹線出水駅と連携する道路網の形成により、通過交通と区域内交通を効率的に処理し、公共交通との連携を強化する。
- 歩行者の安全性、快適性を確保するため、既存交通施設のバリアフリー化を進め、ユニバーサルデザインの導入を積極的に推進する。
- 幹線道路を中心とした道路景観の向上に努め、出水市のイメージ向上を図る。

#### イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、高規格幹線道路、市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

#### b 主要な施設の配置の方針

##### ア 道路

本区域は、九州新幹線出水駅や現在整備が進められている南九州西回り自動車道の整備にあわせ、広域的な交通網と連携した都市内の交通を円滑に処理するため、既存・新規道路の機能強化を含め、次の方針により適正に道路を配置する。

種 別	配置の方針
高規格幹線道路	広域的な連携軸となる高規格幹線道路は、広域的な交流・連携、産業の振興を担う広域連携軸として配置し整備促進を図る。 都市計画道路1・4・1号出水阿久根線 (南九州西回り自動車道)
主要幹線道路	広域道路交通を処理し都市の骨格となる道路を、主要幹線道路として配置する。既に概成整備が完了しているため、整備完了箇所機能向上や適切な維持管理を行う。

都市幹線道路	<p>隣接する地域との連絡性を高めるとともに主要幹線道路からの交通を円滑に処理し、同時に地域の骨格として都市形成の中心的役割を担う都市幹線道路を以下のように配置し整備を図る。</p> <p>県道荘上鯖淵線 市道圃場幹線1号線 市道国道～柳丸線 市道(仮称)中郡瀬戸線 市道下高尾野線 市道中央横線 市道(仮称)千間山上水流線 市道(仮称)伊勢山上水流線 市道(仮称)上村西新蔵上線 市道(仮称)福ノ江鹿島線 市道(仮称)上大野原江川野線</p>
--------	--

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名
道 路	<p>高規格幹線道路の整備： 都市計画道路1・4・1号出水阿久根線 (南九州西回り自動車道(暫定2車線))</p> <p>都市幹線道路の整備： 市道(仮称)中郡瀬戸線 市道下高尾野線 市道中央横線 市道(仮称)福ノ江鹿島線</p>

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域の自然環境を保全する上で、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水事業による汚水処理は重要な役割を果たしている。既に農業集落排水事業は完成しているため、生活排水処理施設整備構想に基づき、下水道の未整備区域の整備を進め、また、これらの区域外となっている市街地から低密度に広がる宅地については、合併処理浄化槽の設置を推進する。

一方、都市化に伴う流域の保水・遊水機能の低下に起因する水害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した

安全で快適な潤いのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

下水道の計画的な整備推進を図り、概ね 10 年以内には、現在の認可区域の整備を完了する。概ね 20 年後においては、本区域内全域で地域の状況に応じた適切な下水処理が行われるよう、合併処理浄化槽の整備を進める。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

下水道計画の認可区域の計画的な整備推進を図り、既存の下水道施設の適切な更新及び維持管理を行う。下水道計画区域外においては、合併処理浄化槽の整備を進める。

また、浄化センターは、老朽化した施設の改築・更新などを行う。

イ 河川

本区域には、米之津川、高尾野川、野田川等の二級河川がある。野田川、江内川及び折口川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や、豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
公共下水道	本町処理分区，上知識処理分区の各一部
特定環境保全公共下水道	東部処理分区の一部

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

都市機能の向上とともに、社会生活の質的向上、良好な生活環境の保持を図るため、既存施設の維持管理や必要に応じた機能更新を行う。

b 主要な施設の配置の方針

ア 火葬場

出水地域の慈光苑，高尾野地域の高尾野斎場，野田地域のじょうらく苑について、適切な維持管理を行う。

イ 公設卸売市場

出水市公設地方卸売市場の適正な維持管理を行う。

c 主要な施設の整備目標

現在、概ね 10 年以内に整備を予定する施設はないが、社会動向やまちづくりのニーズ等を勘案して、必要に応じ適切な施設の整備を行う。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

中心市街地は、出水駅周辺と本町商店街を核に形成されており、商業・業務機能が集積している。観光客等の広域的な玄関口になっている駅周辺地域の景観整備を官民一体となって進め本区域のイメージ向上を図るとともに、本町商店街、麓地区等の都市機能強化、魅力向上により、本区域の活性化を図る。

② 市街地整備の目標

現在、実施する予定の主要な事業はないが、社会動向やまちづくりの必要性に応じて事業化の検討を行う。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、海と山に囲まれる豊かな自然環境を有しており、平野部に広がるゆとりある農地は、周辺の山々と合わせて緑あふれる風景を形成している。また、毎年訪れるツルは、貴重な自然資源であるとともに重要な観光資源となっている。

今後、市街地周辺の緑地、米之津川等の優れた自然環境を保全するとともに、自然環境を活用できるような施設整備を環境保全に配慮しながら進める。

また、スポーツ、レクリエーション需要、災害時における避難場所の確保等に対処するため、各種機能に応じた公園・緑地の適正配置に努め、ゆとりある住環境の形成を図る。

② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	市街地周辺の山麓	市街地周辺を取り囲むように広がる山麓部は、市街地にゆとりと潤いをもたらす環境保全帯、緑の景観資源として、自然風致の維持と自然環境の活用を図る。

	米之津川 高尾野川 野田川	区域を貫流する米之津川，高尾野川，野田川は，市街地の身近な自然環境として豊かな自然環境の保全と生態系の維持に努めるとともに，親水性を高めることにより自然環境の活用を図る。
	市街地内の緑地	良好な市街地環境形成のため，公園や道路空間の樹木を適切に管理するとともに，寺社の緑等既存緑地の保全を図る。
b レクリエーションシステムの配置	区域全体	多様なレクリエーション需要に対処するため，既存公園の施設の改良等により，誰もが楽しめるレクリエーション機能の充実に努めるとともに，都市公園の公園施設長寿命化計画に基づき，計画的な改築・更新を行う。
	米之津川 高尾野川 野田川	身近な自然に親しめる場として，自然環境の保全に配慮しながら親水空間を創出する。特に，米之津川沿岸のジョギングロード，出水市総合運動公園及びクレインパークいずみ等との連携を強め，自然風致の維持と自然環境の活用の両立を図る。
	八代海沿岸	海洋性レクリエーション空間として，自然環境の保全に配慮しながら親水空間を創出する。
	小原山	青年の家が立地する小原山は，緑を楽しむレクリエーション空間として公園機能の拡充を図る。
c 防災システムの配置	区域全体	災害に強い道路網の整備を計画的に推進し，避難道路の指定及び整備，緊急輸送道路の確保並びに消防活動困難区域の解消に努める。 公園は，災害時の拠点的な防災空間として，防災機能を整備・拡充する。また，近年の全国的な大規模災害の被害状況を勘案し，防災拠点，避難場所及び避難経路等の防災対策の強化を図る。
d 景観構成システムの配置	市街地周辺の山麓	市街地周辺を取り囲むように広がる山麓は，緑の景観維持のために今後も自然風致の維持と自然環境の活用との共存を図る。
	河川・八代海沿岸	動植物の生息環境を保全し，水辺・動植物等と身近にふれあえる親水空間を創出し，恵まれた自然を活かした景観整備を促進する。

	出水麓地区、野田郷駅周辺	伝統的建造物群保存地区に指定される出水麓地区及び野田郷駅周辺（野田郷歴史街道（熊陳馬場）から感応禅寺周辺）は、既存緑地の保全、積極的な緑の整備を促進し、歴史を感じさせる落ち着いた街並み形成を図る。
	道路景観	幹線道路等の主要な道路は、自然豊かな本区域の特性を反映した道路景観形成のため、沿道街路樹の適切な維持管理に努める。
	西出水地区、高尾野地域東部	同地区は日本有数の植木産地であることから、これらの植木生産地を保全するとともに、区域内の景観整備に地域の特産である植木を導入し、地域特性を反映した個性的な市街地景観の形成に努める。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

公園緑地は、各種制度、民間活力等を活用しながら適正な配置整備に努める。

緑の景観を形成する市街地周辺の山麓や斜面緑地等は、風致地区等の指定を検討し、さらに各種法令・制度と連携を図りながら保全に努める。

④ 主要な緑地の確保目標

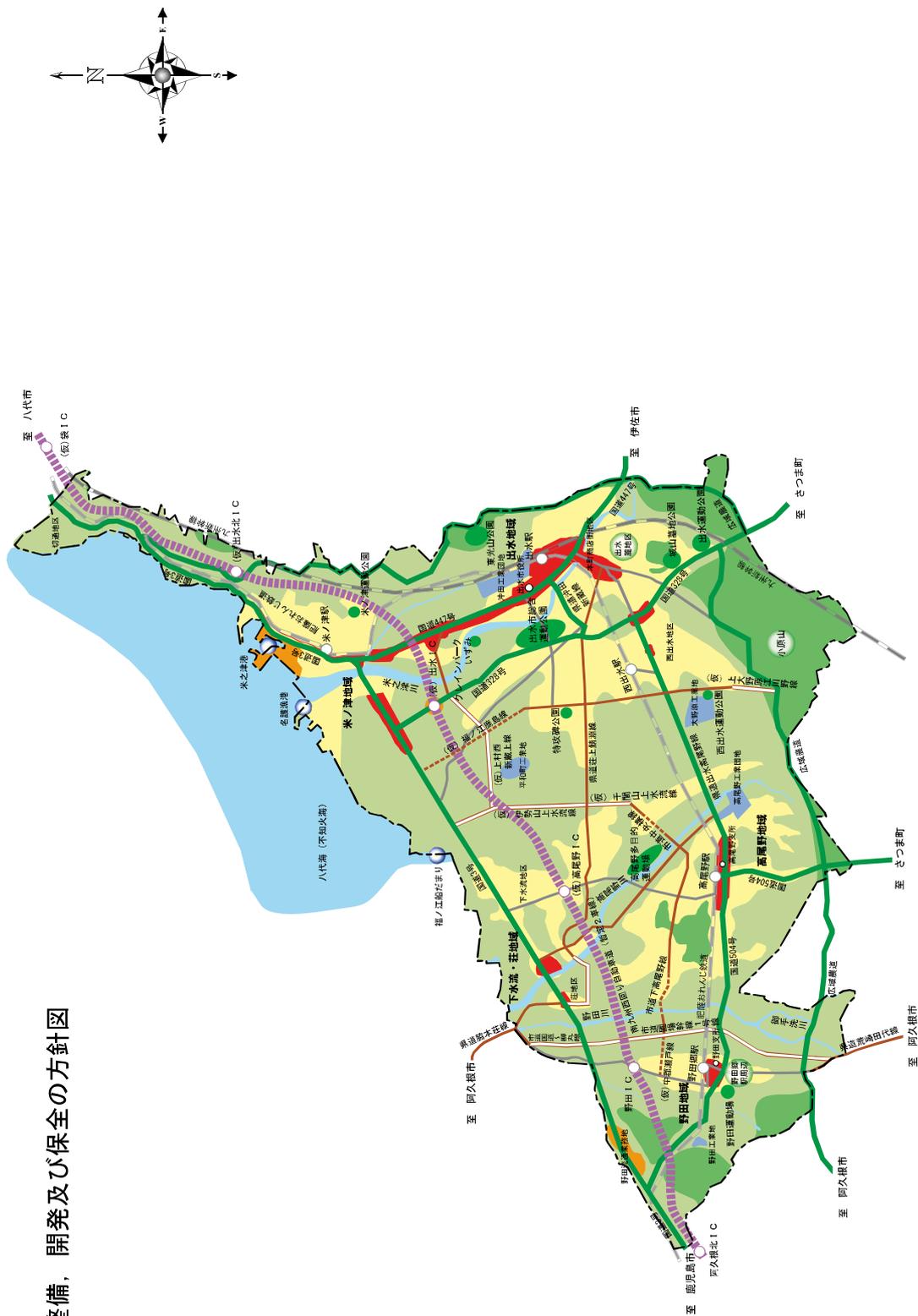
a 概ね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

今後の市街化の動向や民間開発等に応じて、公園の適切な配置と施設整備の検討を行う。

b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね 10 年以内に地域地区指定を行う予定の地区は無いが、必要に応じ緑地保全地区等の地域地区の指定の検討を行うものとする。

# 出水都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



凡例

	住宅地		農業ゾーン		公園・緑地
	商業・業務地		樹林地ゾーン		港湾・漁港
	工業地		観光・レクリエーション地区		河川・海
	流通業務地				都市計画区域界
					主要幹線道路 (概ね整備済み)
					主要幹線道路 (概ね10年以内)
					都市幹線道路 (概ね整備済み)
					都市幹線道路 (概ね10年以内)
					都市幹線道路 (概ね10年以内)
					その他道路
	鉄道		高規格幹線道路 (概ね10年以内)		

注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、  
 具体的ルート及び位置を規定したものではありません。  
 注② 「概ね10年以内」は「整備」とは概ね10年以内の整備に着手することを含み、  
 整備の完了時期を明示したものではありません。